

# 「暮らしのお守り ワイド」 機器補償サービス契約概要

## 契約概要のご説明

この保険契約の内容について特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご不明な点については、『三井住友海上 暮らしのお守り ワイド保険窓口』までお問い合わせください。

| 商品の仕組みおよび引受条件等   |  |       |      |   |     |                                  |     |  |     |
|--|--|-------|------|---|-----|----------------------------------|-----|--|-----|
| 保険の対象<br>(対象機器)  | <p>インターネットに接続することができる通信機能を備えた機器(注1)のうち、ご契約の光回線提供事業者が定める条件を満たすもの(注2)をいいます。</p> <p>(注1)対象機器の装飾品、周辺機器(対象機器付属のケーブル、アダプタ類を含みます。)、ソフトウェア、アクセサリ等本体以外の付属品を除きます。</p> <p>(注2)接続サービスを利用して実際にインターネットに接続されているものに限りま</p> <p>す。</p> <p>※利用者の同居の親族が所有されている製品も含まれます。</p> <p>※補償対象機器の詳細については「三井住友海上 暮らしのお守り ワイド保険窓口」にお問い合わせください。</p> <p>※1個または1組の価額が50万円を超える製品は補償対象外となります。</p> |       |      |   |     |                                  |     |  |     |
| 特定の機器と<br>保険金額   | <table><thead><tr><th>特定の機器</th><th>保険金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>ノートパソコン、デスクトップパソコン<br/>※マウス・キーボード単体の事故は補償対象外です。<br/>※モニターは1万円を限度。</td><td>5万円</td></tr><tr><td>スマートフォン、タブレット、ご契約の光回線提供事業者指定ルーター</td><td>3万円</td></tr><tr><td>音楽プレーヤー、ゲーム機、録画機器、電子ブックリーダー、ルーター(ご契約の光回線提供事業者指定ルーター以外)、プリンター、スマートスピーカー・AIスピーカー</td><td>1万円</td></tr></tbody></table>   | 特定の機器 | 保険金額 | ノートパソコン、デスクトップパソコン<br>※マウス・キーボード単体の事故は補償対象外です。<br>※モニターは1万円を限度。 | 5万円 | スマートフォン、タブレット、ご契約の光回線提供事業者指定ルーター | 3万円 | 音楽プレーヤー、ゲーム機、録画機器、電子ブックリーダー、ルーター(ご契約の光回線提供事業者指定ルーター以外)、プリンター、スマートスピーカー・AIスピーカー | 1万円 |
|  | 特定の機器  | 保険金額  |      |   |     |                                  |     |  |     |
|  | ノートパソコン、デスクトップパソコン<br>※マウス・キーボード単体の事故は補償対象外です。<br>※モニターは1万円を限度。  | 5万円   |      |   |     |                                  |     |  |     |
| スマートフォン、タブレット、ご契約の光回線提供事業者指定ルーター   | 3万円  |       |      |   |     |                                  |     |  |     |
| 音楽プレーヤー、ゲーム機、録画機器、電子ブックリーダー、ルーター(ご契約の光回線提供事業者指定ルーター以外)、プリンター、スマートスピーカー・AIスピーカー | 1万円  |       |      |   |     |                                  |     |  |     |
| 免責金額   | なし   |       |      |   |     |                                  |     |  |     |
| 補償期間   | <p>『暮らしのお守り ワイド』に加入している間</p> <p>※各製品ごと、対象機器の新品購入日から5年以内が補償対象期間となります。中古品の場合には引受保険会社が別途定める製品発売日を起点に5年以内が補償対象期間となります。</p> <p>※保険金を請求できる回数は1補償年度(注)あたり1回までとなります。</p> <p>(注)初年度については補償開始日から1年間とし、次年度以降については、前補償</p>   |       |      |   |     |                                  |     |  |     |

|                  |   |  |                     |   |  |   |  |
|------------------|---|--|---------------------|---|--|---|--|
|                  | 年度の末日の翌日から1年間とします。  |  |                     |   |  |   |  |
| くらしのお守り<br>ワイド番号 | 本サービスご利用開始のご案内メールに記載される番号   |  |                     |   |  |   |  |
| お支払いする<br>保険金等   | 損害<br>保険金   | <p>次の算式による保険金をお支払いします。ただし、保険金額または再調達価額<sup>(注1)</sup>のいずれか低い額を限度とします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">損害<br/>保険<br/>金</td> <td style="text-align: center;">=</td> <td style="text-align: center;">損害の<br/>額(再調達<br/>価額)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">他の保険契約等<sup>(注2)</sup>から支払<br/>われた保険金または共済金の<br/>合計額</td> </tr> </table> <p>(注1)対象機器と同等のものを購入するために必要な金額をいいます。</p> <p>(注2)対象機器の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約、共済契約、対象機器のメーカーおよび販売者が独自に運営する補償制度等をいいます。</p> | 損害<br>保険<br>金       | = | 損害の<br>額(再調達<br>価額)                                  | - | 他の保険契約等 <sup>(注2)</sup> から支払<br>われた保険金または共済金の<br>合計額 |
|                  | 損害<br>保険<br>金   | =  | 損害の<br>額(再調達<br>価額) | - | 他の保険契約等 <sup>(注2)</sup> から支払<br>われた保険金または共済金の<br>合計額 |   |  |
| 損害<br>防止費用       | <p>事故が発生した場合の損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします。<br/>(ただし、損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)</p>   |  |                     |   |  |   |  |
| 保険金をお支払い<br>する場合 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災、落雷</li> <li>・落下、飛来、衝突、接触または倒壊</li> <li>・水没(雨濡れ等の水濡れを含みます。)</li> </ul>  |  |                     |   |  |   |  |
|                  | <p>(1) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。</p> <p>(2) 対象機器の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害</p> <p>(3) 対象機器の欠陥。ただし、利用者またはこれらの者に代わって対象機器を管理する者が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害を除きます。</p> <p>(4) 核燃料物質<sup>(注1)</sup>もしくは核燃料物質によって汚染された物<sup>(注2)</sup>の放射性、爆発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれらの特性による事故に随伴して生じた損害。<br/>(注1)使用済燃料を含みます。<br/>(注2)原子核分裂生成物を含みます。</p> <p>(5) (4)に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害</p> <p>(6) 利用者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害</p> <p>(7) 利用者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額について</p> |  |                     |   |  |   |  |

**保険金をお支払い  
しない主な場合**

は除きます。

- (8) 対象機器の使用もしくは管理を委託された者または利用者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、利用者に保険金を取得させる目的でなかった場合を除きます。
- (9) 対象機器に加工<sup>(注)</sup>を施した場合、加工<sup>(注)</sup>に着手した後に生じた損害。  
(注)修理を除きます。
- (10) 対象機器に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- (11) 外来の事故に直接起因しない対象機器の電氣的事故または機械的事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災<sup>(注)</sup>または破裂・爆発が生じた場合を除きます。  
(注)焦損害を除きます。
- (12) 詐欺または横領によって生じた損害
- (13) 紛失または置き忘れによって生じた損害
- (14) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害。この場合の損害には、これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (15) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- (16) 日本国外で生じた事故による損害
- (17) かき傷、すり傷、かけ傷、汚れ、しみまたは焦げ等、補償対象機器の機能に直接関係のない外形上の損傷
- (18) 消耗品に単独に生じた損害
- (19) 自力救済行為等によって生じた損害

|               |  |
|---------------|--|
| <b>ご連絡先</b>   | 三井住友海上 暮らしのお守り ワイド保険窓口専用フリーダイヤル：0120-332-053 (通話料無料、携帯電話可)<br>受付時間：平日9:00～18:00<br>(フリーダイヤルにつながらない場合：018-803-7728) |
| <b>引受保険会社</b> | 三井住友海上火災保険株式会社   |

**事故が起こった場合の手続**

- (1) 事故にあわれたときのご連絡等

事故が発生した場合は、損害の発生および拡大の防止を行ったうえで、『三井住友海上 暮らしのお守り ワイド保険窓口』にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

## (2)保険金のご請求時にご提出いただく書類

保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は『三井住友海上 暮らしのお守り ワイド保険窓口』にご相談ください。

※事故の内容、損害の額等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

| 保険金のご請求に必要な書類  | 書類の例  |
|--|---|
| 1. 引受保険会社所定の保険金請求書   | 引受保険会社所定の保険金請求書                               |
| 2. 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類※<br>※事故発生の状況・日時・場所、事故の原因、損害発生の有無を確認するための書類をいいます。 | 警察署・消防署の証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者等からの報告書 |
| 3. 対象機器の価額、損害の額または費用の額を確認する書類  |   |
| ・対象機器の価額を確認する書類  | 売買契約書、取得時の領収証                                 |
| ・損害の額、費用の額・支出を確認する書類   | 修理見積書・請求書・領収証、損害明細書、復旧通知書                     |
| 4. その他必要に応じて引受保険会社が求める書類   |   |
| ・対象機器、保険金の支払対象となる動産等であることを確認する書類   | メーカー保証書、売買契約書、送り状、発送伝票                        |
| ・保険金請求権者を確認する書類  | 委任状、印鑑証明書・代表者資格証明書、住民票、戸籍謄本                   |
| ・引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類  | 引受保険会社所定の同意書                                  |
| ・第三者加害行為・共同不法行為等の場合に他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類  | 示談書、判決書、保険会社等からの支払通知書                         |

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注1)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします<sup>(注2)</sup>。

(注1)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注2)必要な事項の確認を行うために、警察等公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人の鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およ

びその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

## 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が本保険引受の審査および履行のために利用します。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

### ○契約等の情報交換について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、(社)日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

### ○再保険について

引受保険会社は、本保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、MS&ADインシュアランスグループ各社の名称、契約等情報交換制度等については、[📄 引受保険会社ホームページ](#)をご覧ください。

[👤 ページの先頭に戻る](#)